

さいたま市工事関係書類一覧表

受注者向け1/2

作成時期	工事関係書類				書類作成者 ※1		受注者書類作成の位置付け ※2				発注者書類作成の位置付け ※3		備考	関連する技術管理課からの通知等		
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出		その他		通知					
							監督職員	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ報告	受注者					
工事着手前	契約図書	契約書	1	工事請負契約書	—	○	○						契約の証として、2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。			
		設計図書	2	共通仕様書	—	○										
			3	特記仕様書	—	○									共通仕様書及び特記仕様書に規定のない事項については、工事ごとに別に定める追加特記仕様書による。	
			4	免注図面	—	○										
			5	工事数量総括表	—	○									数量計算書共	
	契約関係書類	6	着手届	さいたま市建設工事等契約事務取扱要綱第57条第2項		○	○									
		7	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条第1項		○	○							経歴書共	H20.11.13主任・監理技術者の配置についてH25.2.13建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて	
		8	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条第1項		○	○									
		9	工程表	工事請負契約書第3条第1項		○	○									
		10	下請負人通知書	工事請負契約書第7条 土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-1-9		○	○								発注者は、通知を請求することができる。変更も同様。	
11		建退共掛金証紙購入状況報告書	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-41-5(2) 建設業退職金共済証紙の購入状況及び貼付実績報告書取扱要領		○	○										
工事着手前	12	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条第1項		○	○										
	13	CORINSへの登録	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-5		○			○						500万円以上の工事で受注・変更・完成・訂正時に「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員に確認する。		
	14	品質証明員通知書	土木工事共通仕様書第3編土木工事共通編1-1-8(5)		○	○								契約図書で対象工事と明示された場合に提出する。		
	15	再生資源利用計画書 —建設資材搬入工事用—	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-18-4 建設副産物の手引き		○	○								条件に該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書に含めて提出する。		
	16	再生資源利用促進計画書 —建設副産物搬出工事用—	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-18-5 建設副産物の手引き		○	○								条件に該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書に含めて提出する。		
	17	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	○												
	18	工事着手前等質疑書	さいたま市「三者会議」試行要領第7条		○	○								さいたま市「三者会議」試行要領に基づく三者会議に出席する場合は、設計図書の照査及び現地調査実施後に提出する。		
	19	三者会議実施報告書	さいたま市「三者会議」試行要領第8条(2)④	○										さいたま市「三者会議」試行要領に基づく三者会議を開催した場合は、工事着手前等質疑書(浄書版)と併せてその写しを技術管理課へ提出する。		
	工事書類	1 施工計画	① 施工計画	20	施工計画書	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-4-1		○	○						H16.9.28土木工事における施工計画書の提出について	
21				設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)			○	○							契約書第18条第1項～5号に該当する事実があった場合のみ監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)	
22				設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実がない場合)	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-3-2		○			○					契約書第18条第1項～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合は、監督職員への提示とし、受注者で保管する)。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)	
23				工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異あり)			○	○							設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。	
24				工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と一致)	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-38-1		○	○			○				設計図書と一致している場合は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。	
2 施工体制		② 施工体制	25	施工体制台帳	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-10-1 平成27年3月6日付け建設局技術管理課長通知		○	○						H27.3.6施工体制台帳の作成等についての改正について		
	26		施工体系図	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-10-2 平成27年3月6日付け建設局技術管理課長通知		○	○							下請契約を締結した場合は、工事現場に備えるとともに、その写しを提出。施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに提出する。		
施工中	工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	27	工事打合せ簿(指示)	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-2-19	○									
				28	工事打合せ簿(協議)	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-2-19		○	○							
				29	工事打合せ簿(承諾)	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-2-19		○	○							
				30	工事打合せ簿(提出)	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-2-19		○	○							
				31	工事打合せ簿(報告)	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-2-19		○	○							
				32	工事打合せ簿(通知)	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-2-19		○	○							
				33	工事記録	さいたま市土木工事監督要綱第9条	○	○	○					○		
				34	関係機関協議資料 (許可後の資料)	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-36-3		○			○					許可後の資料については、提出ではなく提示でよい。ただし、監督職員から提出の請求があった場合は提出する。
				35	近隣協議資料	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-36		○			○					監督職員から提出の請求があった場合は提出する。
				36	材料承諾書	さいたま市土木工事監督要綱第9、18条	○	○	○					○		受発注者間で1枚の様式でやり取りする。申請内容に変更があった場合も同様。
				37	材料検査請求書	工事請負契約書第13条第2項	○	○	○					○		設計図書において監督員の検査(確認共)を受けて使用すべきものと指定された工事材料について提出する。受発注者間で1枚の様式でやり取りする。
				38	材料確認書	土木工事共通仕様書第2編材料編1-2-6		○	○							設計図書で指定した材料がある場合に提出する。
				39	段階確認書	土木工事共通仕様書第3編土木工事共通編1-1-6-6(3)		○	○							契約図書で規定された場合のみ対象 (段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入) 監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真は不要。
				40	確認・立会願	土木工事共通仕様書第3編土木工事共通編1-1-6-1		○	○							立会願は設計図書で規定された場合のみ提出する。(規定以外は提出不要)
				41	休日・夜間作業届	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-37-2		○						○		口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡しなければならない。ただし、現道上の工事は「提出」とする。

作成時期	工事関係書類				書類作成者 ※1		受注者書類作成の位置付け ※2				発注者書類作成の位置付け ※3		備考	関連する技術管理課からの通知等	
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出	提示	その他		通知				
							監督職員	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ報告	受注者				
工事中	3 施工状況	④安全管理	42	安全教育訓練実施資料	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-27-10		○		○				監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。		
			43	工事事故速報	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-30		○	○		○			事故が発生した場合に、直ちに連絡し、速やかに概要を書面で報告する。		
			44	工事事故報告書	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-30		○	○					監督職員から作成指示後、1週間を目安に提出する。		
		⑤工程管理	45	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-24			○	○					工程の進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。	
			⑥出来形管理	46	出来形管理図表	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-24-8		○		○					施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。
		47		出来形数量計算書	土木工事共通仕様書第3編土木工事共通編1-1-7		○	○							数量契約以外の任意施工に係わる部分(設計図書に明示していないもの)の提出は不要
		⑦品質管理	48	品質管理図表	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-24-8		○		○						施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。
	49		材料品質証明資料	土木工事共通仕様書第2編材料編1-2-1		○	○							設計図書で指定した材料がある場合に提出する。	
	50		認定請求書	工事請負契約書第34条第4項		○	○								
	契約関係書類	中間前払金	51	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条第3項		○	○							
完済部分検査			52	指定部分完成通知書	工事請負契約書第38条第1項		○	○							
		53	指定部分引渡書	工事請負契約書第38条第1項		○	○								
		54	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第38条第1項		○	○								
		55	出来高内訳書	工事請負契約書第37条第2項 土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-21-2		○	○								
既済部分検査		56	部分払検査請求書	工事請負契約書第37条第2項		○	○								
		57	出来高内訳書	工事請負契約書第37条第2項 土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-21-2		○	○								
58		請求書(部分払金)	工事請負契約書第37条第5項		○	○									
59		部分使用承諾書	工事請負契約書第33条第1項		○	○	○				○		部分使用承諾書は発注者が作成し、部分使用承諾書は受注者が作成する。		
60		工期延期届	工事請負契約書第18条～22条		○	○							工期延期が発生する場合に提出する。		
支給材料	61	支給品受領(借用)書	工事請負契約書第15条第3項		○	○							支給品を受領(借用)した場合に提出する。		
	62	支給品精算書	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-16-3		○	○							支給品がある場合に提出する。		
貸与品	63	建設機械使用実績報告書	土木工事共通仕様書第3編共通編1-1-5-2		○	○							建設機械の貸与がある場合に提出する。		
	64	建設機械借用書	工事請負契約書第15条第3項		○	○							建設機械の貸与がある場合に提出する。		
	65	建設機械返納書	工事請負契約書第15条第3項		○	○							建設機械の貸与がある場合に提出する。		
現場発生品	66	現場発生品調書	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-17		○	○							現場発生品がある場合に提出する。		
	その他	67	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-18-2		○		○						産業廃棄物を搬出した場合に提示する。	
68		新技術活用関係資料	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-12-5		○					○			使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督職員に報告する。		
工事完成時	契約関係書類	69	工事完成通知書	工事請負契約書第31条第1項		○	○								
		70	工事目的物引渡書	工事請負契約書第31条第4項		○	○								
		71	請求書(完成代金)	工事請負契約書第32条第1項		○	○								
	72	建退共掛金証紙貼付実績報告書	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-41-5 (6)建設業退職金共済証紙の購入状況及び貼付実績報告書取扱要領		○	○							工事完成通知書の提出時に提出する。		
	工事書類	73	出来形管理図表	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-24-8 土木工事共通仕様書第3編土木工事共通編1-1-9-1		○	○							施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。	H23.3.28技管通知22-9 建設工事への電子納品必須化(試行)について
		74	品質管理図表	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-24-8 土木工事共通仕様書第3編土木工事共通編1-1-9-1		○	○							施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。	H23.3.28技管通知22-9 建設工事への電子納品必須化(試行)について
		75	品質証明書	土木工事共通仕様書第3編土木工事共通編1-1-8(1)		○	○							契約図書で規定された場合に提出する。	
		76	工事写真	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-23		○	○							工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準を適用する。 当初請負金額が1億円以上の工事は、さいたま市電子納品要領(簡易普及版)に基づき提出する。 イメージアップ対象工事の場合、実施状況について工事写真に含め提出する。	H23.3.28技管通知22-9 建設工事への電子納品必須化(試行)について
	77	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	土木工事共通仕様書第3編共通編1-1-15		○	○								創意工夫・地域社会への貢献等を実施すれば提出できる。	
	78	工事完成図書	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-19-3		○	○					○				
その他	79	再生資源利用実施書-建設資材搬入工事用-	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-18-6		○	○							条件に該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
	80	再生資源利用促進実施書-建設副産物搬出工事用-	土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-18-6		○	○							条件に該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		

※1 「書類作成者」とは、当該書類を実際に作成する者のことをいう。
 ※2 「受注者書類作成の位置付け」とは、書類作成者(受注者)が作成した書類を発注者に対しどうするのかを○印で示している。
 ※3 「発注者書類作成の位置付け」とは、書類作成者(発注者)が作成した書類を発注者に対しどうするのかを○印で示している。